

第 1 7 号 議 案

東京都台東区立台東区民会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 7 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提 案 理 由)

この案は、隅田公園臨時観光バス駐車場を設置するとともに、会議室の使用料の額を改定する等のため提出します。

東京都台東区立台東区民会館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立台東区民会館条例（昭和44年7月台東区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 会館に附属施設として次の施設を置く。

名 称	位 置
-----	-----

台東区民会館隅田公園臨時観光バス駐車場	東京都台東区浅草七丁目1番
---------------------	---------------

第3条第2号中「駐車場」の次に「(台東区民会館隅田公園臨時観光バス駐車場を含む。以下同じ。)」を加える。

第4条を次のように改める。

(休館日)

第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月第2月曜日（駐車場を除く。）

(2) 1月1日、同月2日及び同月3日

(3) 12月29日、同月30日及び同月31日

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分 施設別	午前	午後	夜間1	夜間2	全日1	全日2
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
第1会議室	3,500円	4,800円	4,900円	6,300円	13,200円	14,200円
第2会議室	10,200円	13,700円	14,300円	18,400円	38,200円	41,300円
第3会議室	3,700円	4,900円	5,100円	6,600円	13,700円	14,800円

第4会議室	4,300 円	5,800 円	6,000 円	7,800 円	16,100 円	17,400 円
第5会議室	7,200 円	9,500 円	10,000 円	12,900 円	26,700 円	29,000 円
ホール	17,700 円	23,800 円	24,900 円	31,900 円	66,400 円	71,900 円
特別会議室 (特)	1回につき 10,700円					
特別会議室 (大)	1回につき 9,200円					
特別会議室 (中)	1回につき 5,500円					
特別会議室 (小・和室)	1回につき 4,000円					
特別会議室 (小・洋室)	1回につき 1,500円					
駐車場	昼間	30分につき 観光バス 400円 乗用車 200円				
	夜間	1日につき 乗用車(乗貨用自動車を含む。) 800円				

付 則

- 1 この条例は、台東区規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区立台東区民会館条例の規定による会議室、ホール及び特別会議室の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。